

非常災害時等における瀬戸市立図書館の運営（臨時休館等）について

1 対象施設

瀬戸市立図書館（本館）・情報ライブラリー・地域図書館

2 運営（対応）基準

災害の種類	警報の発令状況等	図書館の運営（対応）
地震	南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき	情報内容により休館することがあります。
	市域で震度5以上の地震が発生したとき	休館します。
台風・大雨・その他の災害	瀬戸市に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表されているとき	状況により休館することがあります。 ※「暴風警報」・「暴風雪警報」が解除され、施設の安全が確保された後、速やかに開館します。ただし、本館の閉館時間の2時間前を経過しても警報が解除されないときには、その日は休館とします。
	市の全域にわたって風水害が発生する恐れがあるとき または図書館もしくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想されるとき	休館します。
	その他災害により図書館及び周辺に相当の被害が発生する恐れがあると予想されるとき	
	主催事業（読み聞かせ・おはなし会等）の開始2時間前に「暴風警報」・「暴風雪警報」・「暴風特別警報」のいずれかが瀬戸市に発表されているとき ※開始2時間前から終了時まで上記の警戒が発表されたときも同様	主催事業を中止または延期します。
	主催事業（読み聞かせ・おはなし会等）の開始2時間前に「大雨警報（浸水害）」・「大雨警報（土砂災害）」・「洪水警報」・「大雨特別警報（浸水害）」・「大雨特別警報（土砂災害）」のうち1つ以上が瀬戸市に発表されているとき ※開始2時間前から終了時まで上記の警戒が発表されたときも同様	状況により主催事業を中止または延期することがあります。
	その他災害等のために事業を実施することが適当でないと認められるとき	

3 施行年月日 平成30年7月27日